## 会計（税務）　小野　義春

　平成 24 年度から一般社団法人に移行し、会計処理は国の運用指針である 20 年度会計基準によることとなった。会計処理はこれまでの資金の増加や減少を表した資金ベースから、正味財産の増加や減少を表した損益ベースになり、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に情報開示を行うこととなった。

　23 年度決算における剰余金である公益目的財産額は、継続事業（継続的に行う公益性の高い事業）において生じる赤字に充てる財源となる。公益目的財産額が零になるまで間の公益目的事業が公益目的支出計画であり、本会は 22 年間で解消することとしている。

　今後、公益目的支出計画を円滑に遂行し安定的な財政運営を行うため、事業の見直しや適正な予算管理が必要となる。